



2022年2月15日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 デ イ ト ナ
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 織 田 哲 司
(証券コード 7228、東証 JASDAQ)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 杉 村 靖 彦
(TEL 0538 - 84 - 2200)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という）の導入を決議しました。これに伴い、本制度に関する議案を2022年3月23日開催予定の第50期定時株主総会（以下「本株主総会」という）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬額は、1994年3月30日開催の第22期定時株主総会において年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とご承認を頂いております。また、2016年3月24日開催の第44期定時株主総会において、上記取締役の報酬額とは別枠にて取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションに係る報酬等の額を年額3千万円以内としてご承認いただいております。

本株主総会では、現行の株式報酬型ストック・オプション制度に代えて本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記報酬枠とは別枠にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本制度の導入に伴い、既に付与済みのものを除き、上記株式報酬型ストック・オプション制度を廃止することとし、今後、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を新たに発行しないことといたします。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額3千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年15,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率

等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する)といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」という)の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、一定期間(以下「譲渡制限期間」という)本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以 上